

第3回定例委員会会議録

- 教 育 長) 開会宣言
- 教 育 長) 会議成立の宣言
- 教 育 長) 会議録署名委員の指名（上月委員）
- 教 育 長) ここでお諮りいたします。

第2号議案「令和3年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」ですが、その提案内容に、教科用図書の採択に係る事務を行う個人名が掲載されており、公開で審議することにより、公正公平な選定作業が損なわれる恐れがあり、意思形成過程の情報と位置付くものですので、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

あわせて、審議の順番ですが、傍聴者は退席することになりますので、本定例会の後半に審議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

また、第3号議案「令和4年度使用芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針（案）について」ですが、先の第2号議案の内容を踏まえたものとなっておりますので、第2号議案の審議後に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、日程第1の第5号議案が終了した後、第2号議案を非公開で行い、最後に第3号議案を公開で行うことと決定いたします。

それでは、審議に入ります。日程第1、第4号議案「令和3年度芦屋市教育研究部会研究員の任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

打出教育文化センター所長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河 盛 委 員) 特に生徒指導部会ですが、学校が偏っているようですが、これについてはどうですか。

打出教育文化センター所長) 主に中学校からの、やはり不登校であったり中学校の先生方の切実な要望が上がっていきまして、そういったことの問題意識が高いです。もちろん小学校の先生にもお声かけをしたのですが、部会を立ち上げたばかりで、どんなものかも分からないこともあり、内容にQ Uといった分析をする作業も入り、難しいかなということで、小学校の先生は遠慮をされた形です。ただ、中学校は全て入っていますので、これで進めていけたらと考えています。

越 野 委 員) 今年度、i P a dの活用研究部会が新設されているのですが、これはたくさんの先生方が入ってくださっていて、i P a dの活用は全ての学校で、これからぜひ活用していただきたい分野です。全ての学校に入っていた方がいいのではないかと思うのですが、潮見中学校だけが入っていないようですが、今からでもお声かけしてできないものではないでしょうか。

打出教育文化センター所長) お声かけはしているところですが、もう1度改めてさせて

いただきます。

越 野 委 員) ぜひ、ここに入っていたきたいなと思います。

打出教育文化センター所長) 指定というところもありますので、もう1度、お声かけは
します。

越 野 委 員) そうですね、お願いします。

木 村 委 員) i P a d 活用研究部会ですが、ほかの部会は年度末にこう
いうものを作って配付すればいいと思いますが、i P a d の活
用の仕方は、多分、先生方もあまり分からないし、それをある
程度部会でまとめたものを、その都度情報を流していただき、
とにかく早く慣れてもらって、早く普及させることが非常に必
要で、ほかの部会とは、特段の配慮をしなければいけないと思
います。

そういう意味では、潮見中学校の先生方にも入っていたき
たいのですが、入っていただいた上で、部会があったごとに職
員会議か何かで報告を上げる等、全先生方に今こういうことを
研究して、こんなトライアルをしていますということを知ら
ってもらうことで、それを都度都度、部会があったら、一月に
1 遍など、どれぐらいやっているのか分かりませんが、発表し
ていただくということで、共通認識を取っていくことは、非常
にこの部会については大切になるかなと思います。

例えば、潮見中学校の先生が入ってこられないのであれば、
少なくともA4 ぐらいのペーパーである程度分かるようなもの
をその都度、配付するなど、特段の工夫が要ると思いますので、
運営についてはその点、御配慮いただきたいと思います。

学校教育部長) 今、木村委員がおっしゃったことについては、今も全ての

学校に実践報告を作ってもらうように、学校教育課でずっと投げかけています。そこには、どういうことで活用したのか、活用のときの写真を掲載してもらって、そのときの子どもたちの様子や課題などを含めて集め、それをまた学校に投げていくことは、学校教育課ではやっています。ですから、そういうものを都度都度集めなければ駄目だと思います。

この先生たちだけではなくて、学校ではいろんな先生たちが取り組まれている、それを学校でまとめてもらって教育委員会から発信して、さまざま活用してもらっています。だから、打出教育文化センターのこの人たちが中心になって研究していく部分と、学校で広く活用されている部分の情報収集をして投げる形も同時にやっというと考えております。

上月委員) 各学校に希望者を募って、主体的に学びたいと思う先生方が、いろいろな学校の先生たちと一緒に協働しながら学ぶ機会がこの研究部会だと思います。その意義を学校がどのように捉えて、先生方に周知しているかということが大事だと思います。

例えばこれを見ただけで、ある中学校は、すべての部会に1名は入っているので、校長先生か教頭先生かは分かりませんが、管理職からの働きかけがあったのではないかと思います。ところが、参加者が少ない学校もあります。先生方の主体性に任せるのではあるが、先生方は多忙なので、学校の管理職の先生方が、ぜひ、勉強しておいでという声をかけることが大事じゃないかと思います。その意義をわかっていただく必要があるのではないのでしょうか。これは夏期研修会でも同じことが言えます。

先生たちが、貴重な時間をかけて学ぶのだから、しんどいという思いよりも、行ったら何かおもしろいと、勉強になるよと感じられたら、研修の意義もありますし、学校の雰囲気も変わってくるかと思いました。ところで今、予算はどれぐらいですか。

打出教育文化センター所長) 5部会で20万円、1部会で4万円程度です。

上月委員) ということは講師の先生も招聘できるということですか。

打出教育文化センター所長) 招聘できます。予算が足らなければ、打文の予算もありますので、講師を呼びたい方はできるだけ呼べる形ではやっているかと思っています。

越野委員) 今回、幼稚園も対象となっている部会が2つあるのですが、体力向上部会に、昨年度と同じ岩園幼稚園と西山幼稚園から1人ずつです。幼・小・中の連携は公立幼稚園としての強みの部分でもあると思うので、ほかの幼稚園の先生方にも、ぜひこういう研究部会には参加していただけたらと思います。

教育長) 研究部会の良さは違う学校の先生方と話を進めることができることだと思います。委員から御指摘があったように、iPadの研究部会には、ぜひ潮見中学校には入っていただきたい。負担にならないように、管理職が配慮してほしいと思います。

打出教育文化センター所長) 指定研究部会なので、こちらが、今、芦屋には必要だなど思うところを投げかけていますので、本当は各学校、最低でも1人ずつは出てきていただいて、各学校での情報共有はもちろんですが、横のつながりを持って、一丸となってオール芦屋として取り組めたら一番いいのかなと思っていますが、な

かなか各学校の御事情もあるので、その辺がなかなか難しいことではあります。

学校教育部長) これは毎年、過去からずっと課題になっていると思います。先ほど所長も言いましたが、指定部会については、各学校から1名、最低欲しいということは、これまでも過去から声をかけてきております。

その中で、先ほど上月委員が言われましたが、管理職の意識がどこまであるかの意識改革も、今後必要になってくると考えています。管理職が、楽しいので行けということで、どんどん背中を押して行かせてもらえるところになると、本当に職員もどんどん出ます。夏期研修も、学校規模が大きい小さい関係なく、研修の機会だと捉えてどんどん出ていくというところで、管理職の働きかけの差によって参加する人数や声上がる人数が変わってきますので、これからも管理職にもしっかり働きかけながら進めていけたらと思っています。

特に今回で言うと、iPad活用については潮見中学校だけが出ていない状況です。今後、これは絶対に必要になってくる課題の部分であるので、そのあたりは再度声かけをしながら、来年度に向けて、また途中でも入ることも可能だと思いますので、そのあたりも継続して声かけしながら、打文と協力しながらやっていきたいと思っています。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第4号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、第 5 号 議 案 「 芦 屋 市 立 美 術 博 物 館 協 議 会 委 員 の 委 嘱
について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 今日 は 5 月 1 3 日 で す か ら、明 日 の 1 4 日 で 承 認 さ れ れ ば
という条件つきで、皆さんには審議していただくことで、よろ
しいですね。

説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員) こ れ は 年 に 何 回 ぐ ら い 集 ま っ て い る の で す か。

生涯学習課長) 年 に 2 回 開 催 を し て お り ま す。夏 の 時 期 と 2 月、3 月 の 冬
の 時 期 で ご ざ い ま す。

教 育 長) 他 に 質 疑 は ご ざ い ま せ ん か。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第5号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) た だ い ま か ら 非 公 開 で 審 議 い た し ま す。

〈非公開審議〉

教 育 長) 次 に、第 2 号 議 案 「 令 和 3 年 度 芦 屋 市 義 務 教 育 諸 学 校 教 科

用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) (議案資料に基づき概略説明)

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

教科書選定の流れは、河盛委員は初めてですか。

河 盛 委 員) そうですね。

教 育 長) 小学校、中学校は国から無償で配付されます。最終決定はこの教育委員会で決定するのですが、教科書の選定には、どういう委員会があるか簡単に説明していただけますか。

学校教育課長) 今説明しました、教科用図書選定委員会というのが、7名の委員で組織されており、選定委員会の委員が適正な判断をできるように、より詳細に専門的な調査研究をした専門部会の先生方が資料の作成をいたします。その作成された資料をもとにを選定委員会でしっかりと議論しまして、適切な調査研究がなされていると判断したものを、事務局から教育委員会にお諮りするということで、最後は教育委員会で教科書を決定していく運びとなります。

スケジュールとしては、5月、6月から調査研究をはじめ、8月半ばの教育委員会で採択を行っていかうと考えています。

河 盛 委 員) こちらに上がってきたときは、最終フォームだけに分かるのですか。例えば、こういうことが議論になりましたなど、そういうことは分からないのですか。

学校教育課長) それにつきましても、決めるのは教育委員会ですので、すべての教科書の特徴などを御説明させていただきまして、最終、芦屋市の子どもたちにとって、一番いい教科書はどれなのかを

決めていくという流れになります。

河 盛 委 員) 選定委員会で議論になった内容は、我々にも教えていただけるのですか。

学校教育課長) 表にしたものを用意しております。

学校教育部長) もう1つ追加ですが、全ての教科書、例えば社会で5社ありましたら5社全て、この選定委員会の中で話をします。その話をされた中で、話題になったことも含めて教育委員会に5社全ての教科書のことを説明させていただいて、それぞれの委員から、教科書のご意見をいただきながら、最終1社に絞っていく流れになっております。ですから事前に、かなりの資料を送らせていただいて、読み込んでいただく中で、当日、御意見いただくという、本当に大変な作業をしていただくのですが、また、そのときになりましたら、よろしく願います。

ただ、採択替えの年がありまして、小学校の採択替えは、一昨年度に終わっております。昨年度、中学校をしておりますので、今年度は、若干作業は少ないかと思っております。

河 盛 委 員) これは何年に1回ですか。

学校教育部長) 原則4年に1回の採択替えがあるのですが、学習指導要領の改訂などもあるタイミングの中で、5年での採択もあります。

河 盛 委 員) 分かりました。

教 育 長) 教科書は国の検定を通っているもので、どれを使ってもいいのです。全部の教科書を専門委員会が見て、項目ごとにコメントを入れてくれている。それを選定委員会に上げて、議論する。市民の方はその教科書を閲覧することができます。また、教育委員会室にも全部置いておきますので見ていただいて、教育委

員会として決めていくという流れになります。傍聴は当然、出版社からも来ていらっしゃると思います。

河盛委員) 質問ですが、例えば英語でA社にするといった場合は、次の年から全学年A社になるのですか。

学校教育部長) そうなります。

河盛委員) 例えば、2年生までA社だったものが、3年生になると教科書がB社になると、そうすると連続性があるのかという問題があって、英語などは特にあると思うのですが、その辺はどうですか。

学校教育課長) 各学年で学習する内容が決まっていますので変更しても大丈夫です。

河盛委員) 連続性があるものと、かなり違うものもありますね。

学校教育部長) 議論になるのは、例えば社会でも、中学校でしたら公民と地理と歴史があったときに、教科書会社が変わったりするところがあったり、音楽でも器楽と一般があって、この2つの教科書会社が違うことはありますが、基本的には全ての学年が教育委員会で決定した同じ教科書を使っている形になります。

教育長) 次の審議で、来年度の基本方針を決定します。

河盛委員) 県からではなく、自治体の自由ですか。

教育長) 自治体の自由です。教科書採択に関しては、いろいろな思いの方がたくさんいらっしゃいますが、それは教育委員会の、この合議制の席において決定することになります。当然検定を受けた教科書ですから、何を使ってもいいのですが、芦屋の子どもにとって何がいいのかを検討することになります。

河盛委員) 芦屋市の学校は、全て同じ教科書を使うのですね。

教 育 長) そうです。

河 盛 委 員) 分かりました。

木 村 委 員) 大体、教育委員の見方としては、いろいろ上がってくる教科書に対する評価を見て、どれ押しだというものは分かります。今、実際に使っている教科書が、やっぱり使いやすいところで押されている場合は、それは先生方が使いやすいものが一番だろうという形で見ているケースが非常に多いと思います。

 全然違う、新しい科目を選定する場合は、かなりこちらも考えないといけないのですが、とにかくそのような感じで決まっていっているのが実情かなと思います。もちろん、それは教育委員の一人一人が御自由な意見を出していただいて、議論することも大切だと思います。

越 野 委 員) 選定委員について、例年、保護者代表でP T A協議会から2名出ていますが、P T A協議会に市の附属機関からの推薦依頼がすごく多いということで、毎年20近い依頼があるみたいです。それぞれに1人出すだけでも大変になってきて、今年度からは役員の数も減らすようなことをおっしゃってしまして、やっぱり2人出すことがなかなか厳しいと以前から伺っていたのですが、やっぱりこの委員会は保護者2名、どうしても必要でしょうか。

学校教育課長) それは昨年度も同じような話題になりまして、考えたり、協議したりしたのですが、教育職や学識者だけでなくいろいろな視点が必要であるということと、1人の保護者に負担のないように、この人数とさせていただきました。

越 野 委 員) 教科書を実際に使われるのは一般の先生方だと思うので、

一般の先生方をもう1名増やすことは難しいですか。小石先生が教育委員のときに、ベテランの先生方だけが使いやすい教科書であっては駄目だとおっしゃっていて、若手の先生もこういうものに入ってもらって、若手の先生にも使いやすいものがないとずっとおっしゃっていたと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

学校教育課長) この後、説明しますが、今年の採択は主に一般図書が中心であり、その分野でとくに精通されているということと、いろいろな学校で研究されている経験豊富な方という、トータルのバランスの取れたところでの委員として山下先生にお願いしています。確かにベテランや若手ということだけで選ぶと難しいこともありますので、総合的に考えることができる先生を今後もお願いしていきたいと考えています。

河盛委員) 生徒代表があつたらおもしろいですね。

学校教育部長) 若手の先生という話ですが、教科書の調査には若手の先生も含めて、各教科でそれぞれベテランの先生、若手の先生、もちろん校長、教頭も入りながら、その教科を、どれがいいかという視点で議論されて、その意見を一覧にまとめて、それぞれいいところを列挙して、報告させていただいています。

その部分を聞く中で、この選定委員会で質問したり、こういうところはどうかという課題を投げかけたりする中で、最終その意見も含めてなので、教科書を選ぶときには若手の先生が使いやすいとか、子どもにとってどうなのかということは、もうここに出てくる以前に、それは入っています。

ここは教員だけの視点だけではなく、小学校の保護者、中学

校の保護者も含めて、保護者の視点で意見をいただけるとありがたいです。

河 盛 委 員) 教科の専門部会は、現役の先生ばかりでやっているのですか。

学校教育部長) はい。

河 盛 委 員) 何人ぐらいですか。

学校教育課長) 中学校に関しましては、3つの中学校がありますので、3中学校から国語が3人、数学が3人、他の教科についても同様になっています。小学校につきましては、4人から5人までです。

上 月 委 員) どのような先生に、専門委員をお願いするのですか。

学校教育課長) 各教科において中心となってまとめられる先生は、その教科に精通した先生に依頼します。あとは、その教科の中で、より研究している先生を集めています。その専門を引き継いでほしい部分もありますので、若い先生もいれば中堅の先生やベテランの先生もいるなど全体のバランスも考えてお願いしています。

上 月 委 員) 委員会がバランスを取りながらお願いしているということですね。

木 村 委 員) P T Aの関係ですが、いろいろなところに出ていってもらっていますが、私は、教科書の選定についてはほかよりも物すごく重要だと思います。最近の芦屋では、あまり教科書選定でもめることはないですが、時々、歴史教科書などで思想的なものや政治的なものが入ってきて、もめるときがあるでしょう。そういうときに市民に開かれてないとすると、それはまた批判

の対象になります。P T Aの人が1人だけだったら、ほかの先生に丸め込まれるという話もあって、2人ぐらい入っていただいたほうが公正さなどの意味ではいいとは思いますが。

これは人数を10人で、もっと増やせばいいのではないかとということもありますが、機密性も保持しないといけないし、そんな形でこんなふうになっているのかと僕は思います。ですから、P T Aの方には御迷惑をおかけしますが、ここは重要だということで御了承いただきたいと思えます。

教 育 長) P T Aのかたには1つ1つの細かいチェックポイントも大事ですが、ざっと見て、自分の子が使っているのを思い浮かべてほしい。いろいろな立場からの意見を聞けることが、大事だと思います。

越 野 委 員) はい。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第2号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 次に、第3号議案「令和4年度使用芦屋市立義務教育諸学

校教科用図書の採択に関する基本方針（案）について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河 盛 委 員 ） 質問ですが、特別支援学級用の一般図書ということは、一般図書ということは検定図書とはまた違うということですか。

学校教育課長） 検定図書とは、いわゆる県の教育委員会が発行する、資料の中から、その子どもたちにとって一番最も適切な教科書を選んでいくことです。

河 盛 委 員 ） それは、一般と、いわゆる学校の文科省の検定とはちょっと違うのですか。

学校教育課長） それとは違います。

河 盛 委 員 ） 一般的にそういう人が、そういう検定ではないものから選んでいる。

学校教育課長） はい、そうです。

河 盛 委 員 ） 分かりました。

木 村 委 員 ） 絵本とか、そういうものです。

教 育 長 ） 義務教育の子どもたちには、無償で教科書を配付します。検定を受けた教科書が主になるのですが、特別支援学級の子どもたちには、検定を受けた教科書を使っていただくか、兵庫県教育委員会が、用意してくれたリストの中か、どちらかを選ぶのです。

兵庫県教育委員会の専門の方が、ここに書いてあるリストを挙げてくれている。それを並べますので、見ていただくことになります。教科書が一人一人によって違うこともあるのです。

学校教育部長) 今回の資料の中で一部漏れていたところがありまして、「教科用図書の採択に関する法律」があるのですが、今回、社会科の歴史が昨年度の採択には間に合わなく、今回、自由社からの再申請が文部科学省に上がりました。

その法律につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の第6条に、「同一教科用図書の採択の特例」があります。その中で1年遅れたとしても、いわゆる検定規則の第12条の規程による再申請に基づいて、文部科学省の検定を経て、新たに発行されることになった教科書がある場合は、当該再申請が行われた年度に採択された教科書等を採択した期間ということで、1年少なくなってもいいとあります。

本来4年使うのですが、再申請をされて、それが文部科学大臣に認められたとなれば、1年短いけどその年から使っているということで、今回、採択というか調査に入って、それが適切であろうとなった場合は、採択替えを行うことも可能であると定められています。

この中に、施行規則の第6条が入っておりませんで、大変申し訳ありませんでしたが、追加をさせていただきます。

木村委員) これは、いわゆる新しい歴史教科書をつくる会の教科書ですか。

学校教育部長) 自由社のものです。

木村委員) 前は、物すごく訂正がいろいろあって、なかなか通らなかったが今回通ったということですね。

学校教育部長) 今回通ったということです。実は自由社は2回目です。過

去にも1回、その採択の期間のときに間に合わず、と言いますか、1回不採択になって、再申請で採択され、その検定を通った。今回と同じような形で出てきた。今回2回目という形になります。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第3号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言